

松原市ご当地PR及びふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この「募集要領」は、松原市(以下「本市」という。)が実施する「松原市ご当地PRおよびふるさと納税支援業務」(以下「本業務」という。)に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者(以下「提案者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

本業務は、松原市の魅力発信及び寄附金の増加に向けた歳入確保のため、ふるさと納税業務(寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注、配送管理、事業者及び返礼品の新規登録等)を委託することにより事務の効率化を図るとともに、本市の魅力発信及び地場製品の販路拡大による地域活性化に資することを目的とするものである。

2 業務概要

(1) 業務名

松原市ご当地PR及びふるさと納税支援業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日(日)まで

(4) 委託契約金額の見込額

委託料は、次の①～④を合算した額とする。

①寄附額×手数料率+消費税及び地方消費税(寄附額×手数料率×消費税率)

見積書等には手数料率を示すこと。

②返礼品代(寄附額の30%以内)+返礼品送料

③寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請処理に係る経費

※令和3年度から令和5年度(令和5年12月末日時点)までの寄附金額、件数は以下のとおりである。なお、本市における令和6年度の寄附目標額は、300,000千円とする。

年度	寄附件数	寄附金額 (千円)	ワンストップ特例 申請件数(件)
令和3年度	8,419	92,162	1,873
令和4年度	13,938	127,297	4,156
令和5年度	16,806	174,092	—

④市の魅力発信及び地場製品の販路拡大による地域活性化に係る経費

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) ふるさと納税の制度に精通しており、国又は他の地方公共団体と本業務に類似した業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4 提案手続

内容	日程
(1) 実施要領の公表	令和 6 年 1 月 22 日（月）
(2) 質問書・参加申込書の受付締切	令和 6 年 2 月 2 日（金）
(3) 企画提案書の提出期限	令和 6 年 2 月 8 日（木）午後 5 時 30 分
(5) プレゼンテーション実施に関する通知	令和 6 年 2 月 9 日（金）予定
(6) プレゼンテーション及び契約者候補の決定	令和 6 年 2 月 13 日（火）予定
(7) 結果通知	令和 6 年 2 月 16 日（金）予定

(1) 提案募集の期間

- 期 間 令和 6 年 1 月 22 日（月）から
令和 6 年 2 月 8 日（木）午後 5 時 30 分まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- 期 限 令和 6 年 2 月 2 日（金）正午まで
- 方 法 質問書【様式 1】により電子メールで受け付ける。
- 連絡先 E-mail : kanko@city.matsubara.osaka.jp
- 回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

- 期 限 令和 6 年 2 月 2 日（金）午後 5 時 30 分 必着（持参又は郵送）
- 提出物 （ア）参加申込書【様式 2】

(イ) 参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）

■部数 各1部

■提出先 〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

松原市市長公室観光・シティプロモーション課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。
なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期限 令和6年2月8日（木）午後5時30分 必着（持参又は郵送）

■提出物 (ア) 企画提案書【様式4】

(イ) 事業者の概要【様式5】

(ウ) 執行体制図（任意様式）

(エ) 業務実施方針（任意様式、10ページ以内）

- ・ 業務内容に関する提案内容
- ・ 返礼品数の目標値、返礼品提供事業者数の目標値を記載すること。
※募集日現在、お礼品取扱事業者数 38社、お礼品数 331品

(オ) 見積書（任意様式）

- ・ 内訳書を添付すること。

(カ) 応募資格に係る申立書【様式6】

(キ) 類似業務実施実績など、ふるさと納税の制度に精通していることが分かる資料（任意様式）

(ク) 定款

(ケ) 財務状況のわかる直近の書類

(コ) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等、写し可）

(サ) その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

ア 用紙サイズはA4判とする。

イ 提出部数は、正本1部、副本11部の計12部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない

(5) プレゼンテーション実施に関する通知

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、各提出者に対して通知する。

■通知日 令和6年2月9日（金） ※予定

■方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

プレゼンテーションにより内容確認及び補足説明を受けるため、企画提案選考委員会による審査を行い、契約候補者を選定する。ただし、総合得点（評価項目の全項目の合計点）が7割以上を最低基準点として定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。この総合得点については、最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。なお、最多得点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日程 令和6年2月13日（火） ※予定

■場所 松原市役所（Zoom等を利用したオンラインによるプレゼンテーションも可とする。）

■実施時間

時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション	20分
質疑応答	10分

■留意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。
- (イ) プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。
- (ウ) 提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、提案者で準備、設置すること。
- (エ) 原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。
- (オ) 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

ア 実施体制に関する評価

- ・ ふるさと納税に関連する業務ほか、類似業務の実績があるか。
- ・ 円滑に業務ができる人員体制がとれているか。

イ 業務遂行に関する評価

- ・ 返礼品提供事業者数、返礼品の品目数を増やす取組ができるか。
- ・ ふるさと納税制度の理念、趣旨及び本市の考えに対する理解があるか。
- ・ 掲示されたスケジュールが効率的かつ実現可能なものとなっているか。

- ウ ポータルサイトの運営・管理等に関する評価
 - ・ 本市が契約するポータルサイトに関する情報を適切に管理できるか。
 - ・ 寄附金受領証明・ワンストップ特例申請書の作成・送付に対応できるか。
 - ・ 返礼品の発注・配送等を適切に管理できるか。
 - ・ 寄附者からの問合せに対し、十分な対応ができるか。
 - ・ 個人情報管理及び漏えい防止について対策が講じられているか。
- エ 本市の魅力発信や地域振興に関する評価
 - ・ 地域や生産者、返礼品提供事業者との関係性を十分に構築できるか。
 - ・ 魅力的な返礼品を開発・調達しそれを発信できるか。
 - ・ 本市の魅力発信や地域振興に期待が持てるものであるか。
- オ 見積書
 - ・ 提案内容に対して適切な見積金額（手数料率等）となっているか。

(7) 結果通知

■日程 令和6年2月16日（金）予定

■方法 電子メールにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、松原市契約規則（平成9年規則第29号、以下「規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

※本業務に係る令和6年度松原市一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、規則第12条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

履行期間において、本業務の実施に際して準拠する法令・計画等の改正・改定があった場合等で、市と受託者が協議の上必要があると認めた場合は、業務内容及び

委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、松原市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(3) 企画提案に要する経費については、全て参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等については、返却しない。

(5) 本プロポーザルは1者の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認められる場合に限り契約候補者とする。

7 問い合わせ先

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

松原市市長公室観光・シティプロモーション課 梅川・保田

T E L : 072-334-1550 (内線 2672)

E - mail : kanko@city.matsubara.osaka.jp